

各都道府県

地域の元気創造担当課 御中
エネルギー担当課 御中

総務省地域力創造グループ地域政策課

分散型エネルギーインフラプロジェクト（マスタープラン策定事業）に係る
事業の募集について（第三次、第四次募集）

日頃より地域力創造関連施策の推進に御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、総務省では、関係省庁（農林水産省、林野庁、資源エネルギー庁、環境省、国土交通省）と連携して、分散型エネルギーインフラプロジェクトにおいて、地方公共団体が需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等といった地域の総力を結集して、地域ごとに最適化しながら、バイオマス、風力、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げ、地域経済循環を構築するとともに、災害時におけるエネルギーの自立供給、里山保全及び温室効果ガスの大幅削減など持続可能な地域社会の実現を推進しています。

このため、①地方公共団体が定める地域の特性を活かしたエネルギー供給事業導入計画（以下「マスタープラン」といいます。）の策定費用について総務省所管地域経済循環創造事業交付金で支援するとともに、②マスタープラン策定前の段階からプラン実現（事業化）までのプロセスにおいて、関係省庁と連携して徹底した支援を実施しているところです。

このうち、②の取組については、地方公共団体が地産地消のエネルギー事業を効率よく導入できるよう、マスタープランの策定から事業化までの手順を示した「地方公共団体における分散型エネルギーインフラ事業の実現に向けたハンドブック」を令和2年12月に各地方公共団体に配布するとともに、令和3年3月12日付事務連絡「分散型エネルギーインフラプロジェクト（マスタープラン策定事業）の事前募集について」でお知らせしたとおり、令和3年度からは下記1のとおり、支援の一層の強化を図ることとしています。

このたび、標記のとおり事業の募集を行いますので、応募に際しては、下記2を御参照の上、別添の地域経済循環創造事業交付金（分散型エネルギーインフラプロジェクトに係るものに限る。）交付要綱（以下「要綱」という。）及び分散型エネルギーインフラプロジェクト（マスタープラン策定事業）募集要領（以下「募集要領」という。）に即して、必要書類を御提出ください。

なお、本件については、産業、農林業、環境及び都市政策など関連部署が多方面にわたることのほか、事業主体となる部署も自治体ごとに異なることが考えられます。このため、事業実施を検討する際には関係部署との連携を密にさせていただきたく存じます。

記

1. 分散型エネルギーインフラプロジェクトを推進するための令和3年度の取組

(1) 各省補助金との連携強化

①各省補助金とマスタープランの連携強化

・策定されたマスタープランが各省庁の補助金申請・採択に活かされるよう、マスタープラン策定済の団体が以下の補助金を申請する際、マスタープランに基づく取組の場合は、補助金の加点を図ります。

(具体の補助金)

○バイオマス産業都市におけるバイオマス利活用施設の整備（農林水産省）

(制度概要)

- ・「グリーン社会」の実現に向けて、バイオマス利活用の高度化に必要な施設整備を支援。

○林業・木材産業成長産業化促進対策交付金（木質バイオマス利用促進施設整備）（林野庁）

(制度概要)

- ・木質バイオマスの供給・利用を促進するため、木質チップ、ペレット等の燃料製造施設や熱供給用木質バイオマスボイラー等の整備を支援。

○地域共生型再生可能エネルギー等普及促進事業（地域マイクログリッド構築支援事業）

(資源エネルギー庁)

(制度概要)

- ・既存の系統線を活用することでコストを抑え、災害等による大規模停電時には、地域内の再エネ等を活用して、自律的に電力供給する地域マイクログリッドの構築に向けた支援を実施。

○地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等の導入支援（環境省）

(制度概要)

- ・地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設に再生可能エネルギー設備等を導入し、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等を可能とする事業に支援。
- ・また、マスタープラン未策定団体であって既に補助金申請のための計画を策定している場合には、マスタープラン策定に係る交付金交付の際に優先的に選定します。

(2) 事業化に向けた関係省庁による助言機能の強化

- ・毎年12月頃を目途に実施してきたマスタープラン策定中団体の中間報告及びマスタープラン策定済団体のフォローアップ調査結果について関係省庁タスクフォースで共有・議論し、事業化に向けた課題解決に資する助言を実施してまいります。
- ・令和2年度において試行的に実施した結果、国庫補助採択が認められなかった案件の再相談、団体が必要としていた人材紹介などを実現しました。
- ・令和3年度においても引き続き、調査手法や関係省庁との意見交換の内容をより充実させ、1つでも多くの課題解決・事業化の実現につなげていきます。

(助言実施までの主な流れ)

- ・10月頃 マスタープラン策定済団体のフォローアップ調査（照会）
- ・11月頃 マスタープラン策定中団体の中間報告（照会）
- ・団体から提出のあった課題について、関係省庁で回答内容を検討
- ・12月頃 関係省庁からの回答を団体に提示
- ・回答に不足等がある場合は、趣旨を踏まえ、関係省庁で回答内容を再検討
- ・なお、中間報告及びフォローアップ調査時に限らず、事業の推進に当たって課題や疑問点等が生じた場合には、随時、助言等の支援を行ってまいります。どんな課題や疑問点等でも構いませんので、本事務連絡の担当まで御連絡ください。

【参考】

- ・資源エネルギー庁では、地域共生に取り組む再エネ事業を顕彰する事業を、令和3年度より開始する予定です。
- ・自治体内での取組の積極的な広報にも繋がると存じますので、事業化に当たって、参考としていただければ幸いです。

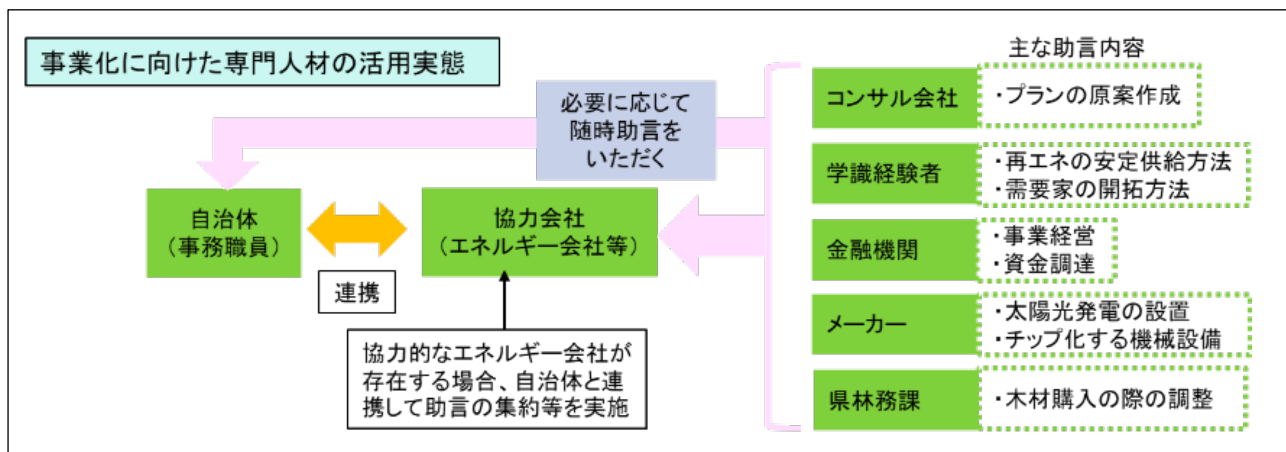
・御不明な点は、資源エネルギー庁新エネルギーシステム課（TEL：03-3580-2492）までお気軽にお問い合わせください。

(3) 専門人材の紹介

①専門人材リストの共有

・事業化を実現した団体に人材活用策の調査を行ったところ、エネルギー事業の構築には、マスタープラン策定団体の担当部署が地域エネルギー会社等と連携しながら全体のコーディネートをしつつ、必要に応じてコンサル会社や学識経験者、専門機関等から助言をいただくケースが大半を占めておりました。

(事業化に向けた専門人材の活用実態)



・このため、すでに事業化を経験した団体職員のほか、コンサル会社社員、学識経験者、専門機関の職員等、分散型エネルギーインフラプロジェクトの専門人材リストを、関係省庁と連携して別添1のとおりまとめたところです。

・本リストに掲載されている専門人材リストについては、以下により派遣することを予定しておりますので、希望される団体においては、本事務連絡の担当まで御連絡ください。

②専門人材の派遣方法

・具体の派遣方法は以下のとおりです。

- I リストに掲載された専門人材の派遣を希望する団体が、別添2又は電話にて総務省に相談
- II 相談内容を踏まえ、総務省において団体と専門人材又は企業等のマッチングを実施し、団体に候補者・候補企業等を紹介
- III 候補者・候補企業と団体で条件等を打合せ

③専門人材派遣に係る財政支援措置

(地域力創造アドバイザーを活用する場合)

・リストに掲載されている専門人材は、総務省の地域力創造アドバイザーに登録済みです。
 ・このため、①3大都市圏外の市町村、②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村においては、本制度を活用して、市町村外在住の専門人材を年度内に延べ10日以上又は5回以上招へい（リモート可）した場合は、特別交付税措置を受けることができます。

(概要図)

地域人材ネット	外部専門家(=地域力創造アドバイザー)のデータベース
○都道府県や各省庁等の推薦を受け、地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進自治体で活躍している職員(課)を登録	
○民間専門家(344名)、先進自治体で活躍している職員(16名(組織を含む)) (令和2年7月20日現在 計360名・組織)	
○地域力創造アドバイザー検索ページ http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html	

財政措置
○対象市町村: ①3大都市圏外の市町村 ②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村 ※令和3年度より3大都市圏外の都市地域等も対象とするよう地域要件を拡充
○財政措置の内容: 市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上招へい(リモート可)して、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする
■ 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間 ◇ 民間専門家等活用 (560万円/年) ◇ 先進自治体職員(組織)活用 (240万円/年)

(地域活性化起業人(企業人材派遣制度)を活用する場合)

・①3大都市圏外の市町村、②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村が、地域活性化起業人(企業人材派遣制度)を活用して3大都市圏に所在する企業等の社員を受入れる場合には、特別交付税措置を受けることができます。

(概要図)

○ 現行制度※を刷新し、幅広く地域活性化の課題に対応して地域を起こす企業人材の派遣に係る制度を創設。 <small>※令和2年度まで地域おこし企業人制度として推進</small>	
対象者	三大都市圏に所在する企業等の社員(在籍派遣) <small>※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない</small>
受入団体	①3大都市圏外の市町村 ②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村 <small>1,429市町村 (現行は条件不利地域など1,188団体)</small>
活動内容(例)	地域活性化に向けた幅広い活動に従事 ○観光振興 ○地域製品の開発・販路拡大 ○ICT分野(デジタル人材) ○地域経済活性化(中小企業のハンズオン支援) ○中心市街地活性化 等
特別交付税措置	○派遣元企業に対する負担金など起業人の受入に要する経費 上限額 年間560万円/人 ○起業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)/人 ○起業人の受入準備経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)/団体 <small>(派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費)</small>
期間	6ヵ月～3年
自治体	民間のスペシャリスト人材を活用した地域の課題解決へのニーズ ⇒ 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用 ⇒ 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら取組を展開
民間企業	社会貢献マインド 人材の育成・キャリアアップなど ⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献 ⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ ⇒ 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見

(協定締結)

2. 第三次、第四次募集

(1) 応募方法

マスタープランの策定支援に係る地域経済循環創造事業交付金の第三次、第四次募集を行いますので、以下を御参照の上、関係書類を御提出願います。すでに事前募集に御応募いただいている場合は、関係省庁からのアドバイス等も別途送付いたしますので、適宜御活用ください。

①提出書類（応募書類）

ア 募集要領（別添3）に掲げる次の①～④の様式

- ・様式1（Word形式）：事業計画書本体、事業計画書概要版
- ・様式2（Excel形式）：事業実施計画工程表
- ・様式3（Excel形式）：概算見積額の内訳
- ・補足資料（様式自由）：事業計画書を補足する資料があれば、添付することができる。

イ 交付対象経費の根拠となる見積書

②応募期限

第三次募集：令和3年7月16日（金） 午後5時まで

第四次募集：令和3年8月13日（金） 午後5時まで

③提出方法等

郵送及び電子メールで提出願います。

ア 郵送方法等

(ア) 提出先

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
総務省地域力創造グループ地域政策課 土本

(イ) 部数

6部

(ウ) その他

封筒には、応募書在中と朱書きしてください。

イ 電子メール送付方法等

(ア) 送付先

chisei@soumu.go.jp

上記アドレスに送付願います。

(イ) 提出書類

上記①に掲げる書類の電子ファイル一式

(2) 管内市区町村への周知

・各市区町村の地域の元気創造担当課及びエネルギー担当課に対して、調査・照会（一斉調査）システムを通じて情報提供を行っています。

・都道府県エネルギー担当課におかれては、別添4の「周知イメージ」を参考に、別添5の「通知（案）」を活用して、管内市区町村エネルギー担当課に周知をお願いします。

・応募書類の提出に当たっては、市区町村エネルギー担当課から直接総務省担当課に御提出いただきますが、併せて都道府県エネルギー担当課においても、内容を把握いただきますようお願いいたします。

(3) 今年度の募集スケジュール

・マスタープランの策定支援に係る地域経済循環創造事業交付金については、例年、複数回の募集を実施しているところ、令和3年度は以下を想定しております。

(想定スケジュール)

	募集開始	申請締切	交付決定
第一次募集	終了しました。		
第二次募集			
第三次募集	6月18日	7月16日	8月予定
第四次募集	6月18日	8月13日	9月予定

※これ以外でも随時提出可能ですので、本事務連絡の担当まで御連絡ください。

(4) その他

・応募にあたっては、事前の相談を広く受け付けておりますので、御不明な点についても、本事務連絡の担当までお問い合わせください。

添付書類

- 別添1 分散型エネルギーインフラプロジェクト 専門人材リスト
- 別添2 分散型エネルギーインフラプロジェクト 人材派遣相談様式
- 別添3 分散型エネルギーインフラプロジェクト (マスタープラン策定事業) 募集要領
- 別添4 分散エネの周知イメージ
- 別添5 市区町村への通知文 (案)

参考書類

- 参考1 分散型エネルギーインフラプロジェクトの概要
- 参考2 地方公共団体における分散型エネルギーインフラ事業の実現に向けたハンドブック
- 参考3 地域経済循環創造交付金 (分散型エネルギーインフラプロジェクトに係るものに限る。) 交付要綱
- 参考4 地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰制度資料

(連絡先)

総務省地域力創造グループ地域政策課

住 所 : 〒100-8926 千代田区霞が関 2-1-2

担 当 : 茂原、酒川、土本

電 話 : 03-5253-5523

メール : chisei@soumu.go.jp